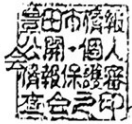


答 申 第 1 3 号
令和4年10月24日

豊田市長 様

豊田市情報公開・個人情報保護審査会



豊田市情報公開条例に基づく開示請求手続に係る手数料の設定
について

令和4年9月20日付け諮問第14号で諮問のあった標記のことについては、
審議の結果、下記のとおり答申します。

記

豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例第18条第2項の規定に基づき諮
問のあった豊田市情報公開条例に基づく開示請求手続に係る手数料の設定に
ついて審議した結果、適当なものと認めます。